

令和元年 第3回(8月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和元年 第3回(8月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

令和元年第3回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 8月20日(火曜日)

会 期 1日間

閉 会 8月20日(火曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
8	20	火	本会議	13時	開 会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の撤回請求 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 ・採決 閉 会

令和元年第3回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和元年8月20日(火) 午前13時開議

第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番

第2, 会期の決定の件

第3, 議案の撤回請求(撤回理由説明)及び質疑

第4, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑

第5, 議案の委員会付託について

第6, 議案第 53 号 工事請負変更契約の締結について
[篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事]

第7, 議案第 54 号 工事請負変更契約の締結について
[勢門小学校空調設備設置工事]

第8, 議案第 55 号 工事請負変更契約の締結について
[北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事]

第9, 議案第 56 号 令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について

第10, 議案第 57 号 篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
53	工事請負変更契約の締結について [篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事]	文教厚生 常任委員会
54	工事請負変更契約の締結について [勢門小学校空調設備設置工事]	文教厚生 常任委員会
55	工事請負変更契約の締結について [北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事]	文教厚生 常任委員会
56	令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
57	篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定 について	総務建設 常任委員会

令和元年 第3回 臨時会 会議録

招集日時 令和元年8月20日 午後1時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	藤 木 高 裕	2番	横 山 和 輝	3番	品 川 静
4番	古 屋 宏 治	5番	田 辺 弘 之	6番	栗 須 信 治
7番	村 瀬 敬 太 郎	8番	今 長 谷 武 和	9番	
10番	阿 部 寛 治	11番	松 田 國 守	12番	荒 牧 泰 範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三 浦 正	副 町 長	松 田 秀 幹
教 育 長	太 郎 良 順 一	総 務 課 長	立 花 博 友
財 政 課 長	藤 忠 文	会 計 課 長	野 寄 勇
まちづくり課長	熊 谷 重 幸	税 務 課 長	久 芳 良 行
収 納 課 長	松 岡 秀 策	住 民 課 長	田 村 明 広
健 康 課 長	栗 原 俊 孝	福 祉 課 長	平 山 智 久
産 業 観 光 課 長	井 上 勝 則	都 市 整 備 課 長	堀 雅 仁
上 下 水 道 課 長	八 尋 正 記	学 校 教 育 課 長	浦 上 利 浩
こ ども 育 成 課 長	井 上 伸 一	社 会 教 育 課 長	松 熊 大

出席した議会事務局職員

局 長	佐 伯 和 久	次 長	藤 幸 三
係 長	伴 秀 代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） 本日は、全員出席で開議は成立いたします。

ただいまから、令和元年第3回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございますが町長より議案の撤回請求が提出されておりますので、本日の議題といたします。

では、日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番 田辺 弘之 議員、6番 栗須 信治 議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日8月20日の1日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の撤回請求について」を議題といたします。

それでは、町長に撤回理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） それでは、議案の撤回請求について説明をいたします。

令和元年第2回定例会に提出いたしました、議案第43号「篠栗町土木負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」は継続審査中ではありますが、新しい案を提出したいため、篠栗町議会会議規則第20条の規定により、本議案を撤回請求するものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（阿部 寛治） お諮りします。

ただいま、議題となっております議案の撤回請求について、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

従いまして、議案の撤回請求については、許可することに決定いたしました。

日程第4、議案の上程を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第53号から議案第57号までの計5議案でございます。

それでは、議案第53号から議案第57号までを一括議題といたします。

町長に一括して提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長（三浦 正） 改めまして、皆様こんにちは。

本日、令和元年第3回の臨時会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。

諸般の事情によりまして、午後の開催となりましたことをお許してください。

それでは、本臨時会に提案しております議案第53号から議案第57号までの5議案について説明をいたします。

議案第53号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、篠栗小学校・篠栗中学校空調設備設置工事について502万5,240円を増額し、総額1億5,190万5,240円で株式会社西日本空調システムと変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、エアコン本体、配管パイプ、電線ケーブル、サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策等の追加に伴う変更でございます。

また、現在、県内外の各自治体において同様のエアコン工事が多数実施されており、保安設備等の材料納品に遅延が生じているため、併せて工期の変更を行うものであります。

議案第54号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、勢門小学校空調設備設置工事について79万560円を増額し、総額9,485万8,560円で、山本設備工業株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は、配管パイプ、電線ケーブル、サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策等の追加に伴う変更でございます。

また、現在、県内外の各自治体において、同様のエアコン工事が多数実施されており、保安設備等の材料納品に遅延が生じているため、併せて工期の変更を行うものでございます。

議案第55号は、「工事請負変更契約の締結について」であります。

本議案は、北勢門小学校・篠栗北中学校空調設備設置工事について506万9,520円を増額し、総額1億2,494万9,520円で、空研工業株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更内容は、先の2議案と同様、エアコン本体、配管パイプ、電線ケーブル、サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策等の追加に伴う変更でございます。

また、現在県内外の各自治体において、同様のエアコン工事が多数実施されており、保安設備等の材料納品に遅延が生じているため、併せて工期の変更を行うものでもございます。

議案第56号は、「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和元年度篠栗町水道事業会計予算を車両運搬具等の補正により、第4条 資本的収入及び支出において、支出に395万3,000円を追加し、資本的支出の総額を1億9,926万7,000円とし、不足する額1億1,916万6,000円は、損益勘定留保資金等5億5,227万4,000円の中から補填するものでございます。

議案第57号は、「篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、受益者負担が発生する工事に対し、免除対象工事を更に明確化し、より公平な負担金の徴収を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

また、負担金充当がなされる一部の免除工事については、議会への同意から報告に変更するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願い致します。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

日程第5、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

議案第53号から議案第57号までの5議案を議題といたします。

お諮りします。

本日、上程されました議案の委員会付託については、議案付託表のとおり、議案第53号から議案第55号までと、議案第57号については、所管の総務建設、文

教厚生、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。

次に、議案第56号の補正予算につきましては、「議長を除く10人で構成する予算特別委員会」を設置し、これに付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部 寛治) 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申し合わせにより、委員長は、6番 栗須 信治 議員。副委員長は、4番 古屋 宏治 議員です。

それでは、この後、条例審査を先に行いますので、議員の皆様はそれぞれ常任委員会室にお集まりください。

終了後、引き続き、予算特別委員会を全協室にて行います。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午後 1時12分

再開 午後 2時05分

○議長(阿部 寛治) 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第6、議案第53号「工事請負変更契約の締結について」篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○文教厚生常任委員長(栗須 信治) 報告いたします。

議案第53号「工事請負変更契約の締結について」

〔篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事〕

本議案は、「篠栗小学校、篠栗中学校空調設備設置工事」について、502万5,240円を増加し、総額1億5,190万5,240円で株式会社西日本空調システムと変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な変更内容は、エアコン本体・配管パイプ・電線ケーブル・サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策等の追加に伴う変更であります。

また現在、県内外の各自治体において同様のエアコン工事が多数実施されており、

保安設備等の材料納品に遅延が生じているため、併せて工期の変更を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 本契約分、元契約の契約時に、全ての教室をやったらどうかというお話があったんですが、対象となる教室が決まっているので変更が利きませんということだったんですが、ここで、エアコン本体というのが出てきている意味合いの審査というのが行われたかどうか、ちょっと教えてもらえますか。

○議長（阿部 寛治） はい、委員長。

○文教厚生常任委員会（栗須 信治） その点については、質疑がございませんでしたので、議論はございませんでした。

○議長（阿部 寛治） ほかに。

はい、古屋議員。

○議員（古屋 宏治） 本工事は設計会社が入っており、設計料を支払ってあると思いますけども、先ほど言われましたエアコン本体工事、また配管パイプ、電線ケーブル、サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策ということと、それからこのエアコン工事は他市町村でも同時期に行われるということは分っていたことだと思いますけども、設計会社に対しての、責任がないのかというような審査はなされたのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 当初の設計において、慎重に審査すべきであったというような、慎重に計画すべきではないかというような、委員からのご指摘がありました。

また更にですね、こういう計画においては、当初から慎重にチェックし、補正のないようにというような委員からの要望もございました。

以上です。

○議長（阿部 寛治） そのほかないですか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

はい、どうぞ、荒牧議員。

- 議員（荒牧 泰範） 反対討論。
- 議長（阿部 寛治） 反対討論ですね、もちろん。
- 議員（荒牧 泰範） 12番 荒牧でございます。

今、文教厚生委員長の報告がございましたが、私も文教厚生委員会の中でご意見が出たように、当初設計して、施工して、途中で500万円からの増額というのは、これ果たしてこういうのを許していると、何でもかんでもOKだぞということになりましょうし、なぜ本体が今頃飛び出してくるかという疑問も拭えませんが、私はこの案件に関しては、反対の立場を表明いたします。

終わります。

- 議長（阿部 寛治） 賛成討論はございませんか。

反対討論はございませんか。

討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第54号「工事請負変更契約の締結について」勢門小学校空調設備設置工事を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

- 文教厚生常任委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第54号「工事請負変更工事の締結について」

〔勢門小学校空調設備設置工事〕

本議案は、「勢門小学校空調設備設置工事」について、79万560円を増額し、総額9,485万8,560円で山本設備工業株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められたものです。

主な変更内容は、配管パイプ・電線ケーブル・サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策等の追加に伴う変更であります。

この変更契約においても同様に、保安設備等の材料納品に遅延が生じているため、併せて工期の変更を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上で終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第55号「工事請負変更契約の締結について」北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事を議題といたします。

本案も文教厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） はい、議長。

報告いたします。

議案第55号「工事請負変更契約の締結について」

〔北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事〕

本議案は、「北勢門小学校、篠栗北中学校空調設備設置工事」について、506万9,520円を増額し、総額1億2,494万9,520円で空研工業株式会社と変更契約を締結するもので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、エアコン本体・配管パイプ・電線ケーブル・サッシ等の数量の増減及び屋外配線の防鳥対策等の追加に伴う変更であります。

この変更契約においても同様に、保安設備等の材料納品に遅延が生じているため、併せて工期の変更を行うものであります。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

はい、荒牧議員。

○議員（荒牧 泰範） 先ほどの篠栗小、篠栗中学校工事に対して、元請額で20%ほど違うのに、補正額が500万で、万単位の大台の差しかないっていうのは非常に特異なふうに思えるので、そのあたりの説明、若しくは質疑というのはあっているのでしょうか。

○議長（阿部 寛治） はい、栗須委員長。

○文教厚生常任委員長（栗須 信治） 申しわけありませんが、そのような質疑はございませんでしたので、ここでは、その旨、報告申し上げます。

以上です。

○議長（阿部 寛治） 質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 賛成多数と認めます。

よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第56号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第56号「令和元年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和元年度篠栗町水道事業会計に既決の予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額から、資本的支出395万3,000円を追加し、資本的支出の予定額を1億9,926万7,000円とするものであります。

補正の内容は、支出において車両運搬具及び保険料・公課費の追加補正です。

なお、資本的支出額に対し不足する額1億1,916万6,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものです。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第57号「篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

古屋委員長。

○総務建設常任委員長（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第57号「篠栗町土木工事負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、受益者負担が発生する工事に対し、免除対象工事を明確化し、より公平な負担金の徴収を行うため、本条例の一部を改正することについて、議会の議決を求められたものです。

改正の主な内容は、第4条において、工事負担金がかかるか否かであることから「減免を免除に改正し」、負担金免除規定を更に明確化するため、「受益者の範囲

を限定することが困難であるとき」「甚大な天然災害であり、国が激甚災害の指定をしたとき」「他の地方公共団体又は一部事務組合等から受託する工事を行うとき」においては、「議会の同意を得て」からを「議会に報告しなければならない」に変更し、それ以外は従前どおり、議会の同意を得るとするものです。

また、第5条の負担金徴収方法につきましても、「工事完成時に確定した額を納入するよう」に改め、受益者にとってわかりやすい負担金徴収方法に改正いたしました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもちまして、本臨時会の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第3回篠栗町議会臨時会を閉会と致します。

閉会 午後2時25分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

田辺 弘之

篠栗町議会議員

栗須 信治
